

訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始に当たり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護ステーションの概要

事業者名称	株式会社よきかな		
代表者	代表取締役 山本祐示		
事業所名称	訪問看護ステーション そら		
指定番号			
業務の種類	訪問看護・介護予防訪問看護		
管理者	松下三枝子		
所在地	和歌山県橋本市高野口町大野 334-3		
電話番号	TEL 0736-25-5733	FAX 0736-25-5734	

2. 事業の目的・方針

- ・居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
- ・利用者が、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を図ります。

・事業の方針

- (1) 訪問看護ステーションそら,の看護師は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

・ 指定訪問看護の内容

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境の管理
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等の療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症、精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護予防の指導、相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査などの補助
- (10) 日常生活用具の選択、使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談、指導
- (12) その他

3. ご利用事業所の職員体制

職種	人数（パート含）
管理者	1
正看護師（管理者含む）	11
准看護師	1
理学療法士	3
作業療法士	2
介護福祉士（事務兼務）	1

・ 職員の職種、員数、及び職務内容

- (1) 管理者 1名（常勤、看護職員）
管理者は職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括します。但し、管理上支障がない場合には、ステーションの他の職務に従事することができるものとします。
- (2) 看護職員：常勤換算 2.5 人以上
看護職員は、訪問看護計画書・報告書を作成し、訪問看護の提供にあたります。
- (3) 理学療法士・作業療法士等：必要に応じて雇用し配置。
訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当します。

4. 営業日 営業時間

月曜日 ～ 金曜日

午前9時 ～ 午後6時

緊急時体制.....24 時間 連絡・対応 いたします。

5. 通常の営業地域

橋本市・かつらぎ町（旧花園村を除く）

6. 利用料

☆ 基本利用料…厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

介護保険 介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの額

医療保険 老人医療保険制度加入者：1割(一定以上所得の方は2割、3割) 以外は3割負担

☆ その他の利用料

差額費用の利用料（限度額を超える場合又は90分を越える長時間看護は実費徴収：介護保険の訪問看護費の基本単位である①30分未満②30分以上60分未満を適用）

物品代（医療処置・日常生活に必要とされるもの：医療材料、おむつ代、嚥下補助食品代など）

交通費 ①通常の営業地域以外の介護保険・医療保険利用の場合

②旧花園村・過疎地

（利用者宅までの往復代金…1km・10円 高騰時変動あり）

お別れの処置にかかる費用…20,000円（医療材料代含む）

7. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

9. 苦情申し立て窓口

* 訪問看護ステーションそら

担当 山本・松下

電話番号	TEL 0736-25-5733
	FAX 0736-25-5734

* 橋本市役所 健康福祉部 介護保険課

電話番号	TEL 0736-33-1111
------	------------------

* 九度山町役場 福祉課

電話番号	TEL 0736-54-2019
------	------------------

* かつらぎ町役場 福祉介護課 介護支援係

電話番号	TEL 0736-22-0300
------	------------------

* 高野町役場 介護福祉課 介護保険係

電話番号	TEL 0736-56-2933
------	------------------

* 和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話番号	TEL 073-427-4662
------	------------------

10. 苦情処理体制

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 相談担当者は看護職員、リハビリ職員に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を決定する。

- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行い、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容はその旨を翌日までには連絡する。）

1 1. 秘密の保持について

- (1)当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2)当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3)事業者では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はご家族の個人情報を用います。

1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 山本 祐示
虐待防止に関する担当者	松下 三枝子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報いたします。

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

株式会社よきかな

代表取締役 山本祐示 印

事業所 和歌山県橋本市高野口町大野 334-3

事業所名 訪問看護ステーションそら

説明者 _____印 _____印

私は本書面により、事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____印

ご家族様又は代理人様 住所 _____

氏名 _____印 続柄 ()

「訪問看護ステーションそら」 介護保険料金表

令和8年6月1日現在

1単位あたりの単価
¥10.42

【基本料金:要介護】

サービス内容	項目 (1回あたり)	単位数	利用料金 (10割)	ご利用者様負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問	20分未満	314	¥3,271	¥328	¥655	¥982
	30分未満	471	¥4,907	¥491	¥982	¥1,473
	30分以上60分未満	823	¥8,575	¥858	¥1,715	¥2,573
	60分以上90分未満	1,128	¥11,753	¥1,176	¥2,351	¥3,526
理学療法士・作業療法士の訪問	20分	294	¥3,063	¥307	¥613	¥919
	40分	588	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838
	60分	795	¥8,283	¥829	¥1,657	¥2,485

【基本料金:要支援】

サービス内容	項目 (1回あたり)	単位数	利用料金 (10割)	ご利用者様負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問	20分未満	303	¥3,157	¥316	¥632	¥948
	30分未満	451	¥4,699	¥470	¥940	¥1,410
	30分以上60分未満	794	¥8,273	¥828	¥1,655	¥2,482
	60分以上90分未満	1,090	¥11,357	¥1,136	¥2,272	¥3,408
理学療法士・作業療法士の訪問	20分	284	¥2,959	¥296	¥592	¥888
	40分	568	¥5,918	¥592	¥1,184	¥1,776

【加算料金】

サービス内容	算定回数など	単位数	利用料金 (10割)	自己負担額			備考
				1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算(Ⅰ)	1ヶ月に1回	350	¥3,647	¥365	¥730	¥1,095	※退院日に初回の訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	1ヶ月に1回	300	¥3,126	¥313	¥626	¥938	※退院日翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1ヶ月に1回	574	¥5,981	¥599	¥1,197	¥1,795	
特別管理加算(Ⅰ)	1ヶ月に1回	500	¥5,210	¥521	¥1,042	¥1,563	(Ⅰ)と(Ⅱ)の違いは病状による
特別管理加算(Ⅱ)	1ヶ月に1回	250	¥2,605	¥261	¥521	¥782	
ターミナルケア加算	1ヶ月に1回	2,500	¥26,050	¥2,605	¥5,210	¥7,815	死亡月に算定
中山間地域等提供加算1	所定単位に5%加算						中山間地域に訪問した場合
処遇改善加算	所定単位に1.8%加算						1ヶ月の総単位数に加算

「訪問看護ステーションそら」 医療保険料金表

令和8年6月1日現在

【基本料金】

項目	日数など	利用料金 (10割)	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費(看護師)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
基本療養費(理学療法士・作業療法士)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日以降	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
精神科基本療養費(看護師・作業療法士)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
管理療養費	月の初日	¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313
	月の2日目以降	¥3,010	¥301	¥602	¥903
訪問看護物価対応料1	月の初日	¥60	¥6	¥12	¥18
	月の2日目以降	¥20	¥2	¥4	¥6

【加算料金】

サービス内容	算定回数など	利用料金 (10割)	自己負担額			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	1ヶ月に1回	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	
特別管理加算(Ⅰ)	1ヶ月に1回	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	(Ⅰ)と(Ⅱ)の違いは病状による
特別管理加算(Ⅱ)	1ヶ月に1回	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
ターミナル療養費1	1ヶ月に1回	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	死亡月に算定
緊急訪問看護加算	その都度(1日1回)月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
	その都度(1日1回)月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	1日に3回訪問した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	2回目の¥4500は含まれている
長時間訪問看護加算	週に1回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
複数名訪問看護加算	その都度(看護師・作業療法士)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	その都度(看護補助者)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
夜間・早朝訪問看護加算	その都度	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算	その都度	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	